

様式第6号(第10条関係)

一般廃棄物処分業許可証

住所 桐生市広沢町5丁目4714番地

氏名 明盛宏産 株式会社

代表取締役 山野井 清朗

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物処分業を許可する。

平成30年8月28日

太田市長 清水 聖義



許 可 番 号	6
氏 名 又 は 名 称	明盛宏産 株式会社
住所及び代表者氏名	桐生市広沢町5丁目4714番地 代表取締役 山野井 清朗
営 業 所 の 所 在 地	太田市吉沢町2709番地3
一 般 廃 棄 物 の 種 別	木くず
新規又は更新の区分	更新
許 可 の 有 効 期 間	平成30年9月25日 から 平成32年9月24日 まで
許 可 の 条 件	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を遵守すること。 ・一般廃棄物(木くず)をリサイクルを目的に処理(チップ化等)すること。